

五 東京毛織会社との合併による償下まっ平下  
 六 債金三割即時値上しろ！  
 七 年功如給を元通りしろ！  
 八 臨時休業に付す以給を全部與へろ！  
 九 使済傷除料は会社で全部出せ！  
 一〇 労働時間は一時間から十二時間と一時停止して休業の時間としろ！  
 一一 一週間に三回の日給支給の連続休業をせよ！  
 一二 五月間の臨時休業をせよ！  
 一三 休業中は衣食をせよ！  
 一四 休業中は賃金を減額せよ！  
 一五 労働組合を自由に外出せよ！  
 一六 労働組合を自由に工場に入らせよ！  
 一七 労働者の監視を止めろ！  
 一八 労働者の監視を止めろ！  
 一九 労働者の監視を止めろ！  
 二〇 労働者の監視を止めろ！  
 二一 労働者の監視を止めろ！  
 二二 労働者の監視を止めろ！  
 二三 労働者の監視を止めろ！  
 二四 労働者の監視を止めろ！  
 二五 労働者の監視を止めろ！  
 二六 労働者の監視を止めろ！  
 二七 労働者の監視を止めろ！  
 二八 労働者の監視を止めろ！  
 二九 労働者の監視を止めろ！  
 三〇 労働者の監視を止めろ！

労働組合  
 協同組合  
 労働組合

5.10.5  
 1782

勞秘第三五二號

昭和五年十月五日  
 警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長官 吉田 茂 殿

各廳 府 縣 長官 殿 (警視總監、大阪府、京都府、奈良府、和歌山府、兵庫府、神戶府、岡山府、広島府、山口府、徳島府、香川県、愛媛府、高松府、福岡府、佐賀府、長門府、肥前府、肥後府、豊前府、豊後府、大分府、宮崎府、鹿児島府、沖縄府)

洋毛ス織戸工場労働争議ニ関スル件 (第八報—十月六日迄)

要旨

- (一) 會社社員級ヲ以テ各部署ニ定メ時入職ニ備ヘウ、アリ
- (二) 労働組合の組織を認め、労働者の権利を保障すべし
- (三) 労働開始以来未だ一回も賃金を折減ナシ